

DDoS攻撃事案共通様式

年 月 日
時 分

(報告先機関の長) 殿

新規又は続報の別: ☐ 新規 ☐ 続報 (前回報告: 年 月 日 時 分)

本様式に記載いただいた内容は、報告先機関から、内閣サイバーセキュリティセンターに共有されます。内閣サイバーセキュリティセンターは、報告された内容を整理分析の上、被害者が分からないようにした上で、被害の拡大防止のため、注意喚起等に活用することがあります。

記載内容の全部又は一部について、内閣サイバーセキュリティセンターとの共有等を希望しない場合は、その旨及び共有等を希望しない内容について以下に記載してください。

☐ 内閣サイバーセキュリティセンターへの共有等を希望しない。

共有等を希望しない内容:

(注) 報告を行う者が、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に定める重要インフラ事業者等である場合は、同行動計画に基づき、「共有等を希望しない」とした場合でも、内閣サイバーセキュリティセンターに共有されることがあります。

1. 記載の手引き

(1) 本様式の対象となる手続

次に掲げる手続のうち、DDoS攻撃により生じ、又は生じたおそれがある被害について、事業者等が希望する場合に利用することができる。

○次に掲げる法令、ガイドライン等に基づく報告(重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画において、重要インフラ分野として指定されている分野に係る報告。具体的な提出先や提出方法、追加的な報告事項の有無については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこと。)

- ・電気通信事業法(業務停止等の報告)第28条
- ・放送法(重大事故の報告)第113条、第122条、第137条
- ・主要行等向けの総合的な監督指針
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・系統金融機関向けの総合的な監督指針
- ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
- ・事務ガイドライン第三分冊: 金融会社関係(12電子債権記録機関関係)
- ・保険会社向けの総合的な監督指針
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
- ・金融商品取引所等に関する内閣府令第112条
- ・社債、株式等の振替に関する法律(事故の報告)第19条
- ・一般振替機関の監督に関する命令(事故)第17条
- ・金融商品取引法(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)第188条
- ・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類)第48条
- ・事務ガイドライン第三分冊: 金融会社関係(14資金移動業者関係)
- ・事務ガイドライン第三分冊: 金融会社関係(5前払式支払手段発行者関係)
- ・航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・電気関係報告規則第3条、第3条の2
- ・ガス関係報告規則第4条
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- ・水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン
- ・割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針
- ・クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
- ・石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・港湾運送事業法第33条

○警察への相談

○その他所管省庁から本様式により報告を行うよう要請等があった場合

(2) 記載事項

1から6までの内容を記載してください。また、続報として提出する場合には、前回の報告から記載を変更した箇所に下線を引くなど、変更箇所が分かるようにしてください。

- ※1 いずれの項目も、全ての項目を記入する必要はなく、報告をしようとする時点で把握している範囲で、その内容を記載すること。
- ※2 自由記述欄は、記載例を参考に適宜記載すること。

1. 報告者の概要

報告者の氏名 又は名称	(フリガナ)	
法人番号 (13桁)		
事務連絡者の氏名	(フリガナ)	
	所属部署 E-mail	電話番号

2. 業務への影響

(1) 事案の概要

--

(2) 重要インフラサービス維持レベルについて (重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画 (2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定) に定める重要インフラ事業者等に該当する場合に記載すること。該当しない場合は記載を要さない。)

- ・重要インフラサービスのサービス維持レベルの逸脱の有無：☐ 有 ☐ 無
- ・他の事業者等への波及の可能性：☐ 有 ☐ 無
- ・サービス提供への影響、想定される最大リスク 等

--

(3) 事実経過 (時系列)

--

3. 影響を受けたシステム

- ・影響を受けた機器の種類・台数 等
- ・システムの稼働状況 (影響無し/停止中/一部稼働中/復旧済)

--

4. 攻撃技術情報（※記入可能な項目を記載してください。また、間隔を空けて別種の攻撃（波）がある場合は、攻撃（波）毎に本項目を作成することも可能。）

（１）観測期間

攻撃開始：	月	日	時	分
攻撃収束：	月	日	時	分
特記事項：				

（２）攻撃類型

①分類（複数選択）

- ☐ ネットワークサービス拒否攻撃 Network Denial of Service (T1498)
※以下に記載のT1498-001又はT1498-002のいずれに該当するかが不明な場合
- ☐ 直接ネットワークフラッド Direct Network Flood (T1498-001)
- ☐ 反射増幅 Reflection Amplification (T1498-002)
- ☐ エンドポイントサービス拒否攻撃 Endpoint Denial of Service (T1499)
※以下に記載のT1499-001からT1499-004までのいずれに該当するかが不明な場合
- ☐ OS枯渇フラッド OS Exhaustion Flood (T1499-001)
- ☐ サービス枯渇フラッド Service Exhaustion Flood (T1499-002)
- ☐ アプリケーション枯渇フラッド Application Exhaustion Flood (T1499-003)
- ☐ アプリケーション又はシステムの窃取 Application or System Exploitation (T1499-004)
- ☐ その他（ ）
- ☐ 不明

②詳細

（例：DNSサーバに対するランダムサブドメイン攻撃、SYN Flood攻撃 等）

（３）通信プロトコル

（例：TCP/UDP/HTTP 等）

（４）送信元情報

- ・送信元のIPアドレス
- ・送信元のポート番号
- ・送信元の機器・ボットネットワーク

（５）送信先情報

- ・送信先のIPアドレス
- ・送信先のポート番号
- ・標的とされている機器・アプリケーション 等

（６）通信量

（例：10Gbps, 1000pps 等）

※送信元IPアドレスなど、多数になる場合は別ファイルで御提出ください

5. 今後の対応

(1) 公表の実施状況

事案の公表：☐ 実施済 【公表日： 年 月 日】
☐ 実施予定 【公表予定日： 年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定無し

(2) 今後の予定

- ☐ 事象継続中
- ☐ 対応策を継続中
- ☐ 対応完了

(3) 本様式の届出先・報告の根拠規定等

(手引き欄に記載のいずれの法令等に基づく報告かを記載すること。)

6. その他（有効な対策等）